

監査公表第 12 号（令和 3 年 10 月 22 日、県公報第 244 号登載）

令和 2 年 9 月 29 日から令和 3 年 1 月 14 日実施 財政的援助団体等監査結果に基づく措置通知  
（令和 2 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した財政的援助団体等監査結果（令和 3 年 2 月 8 日 2 監総第 922 号）に基づき、福岡県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 22 日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	世	利	洋	介
同	森		行	一
同	大	橋	克	己

3 福総第 1 3 6 1 号  
令和 3 年 1 0 月 5 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿  
同 世 利 洋 介 殿  
同 森 行 一 殿  
同 大 橋 克 己 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 3 年 2 月 8 日 2 監総第 9 2 2 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

所管部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	利用者負担金の延滞分について、債務者の定期的な状況確認を行っていなかった。 また、徴収不能引当金を計上するための基準を設けていなかった。	滞納整理の内部検討委員会を設置し、四半期毎に債務者の状況を把握することとした。 また、徴収不能引当金計上の具体的基準となる細則を定めた。